

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する

法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目（第六十八条）」を「第十款 贈与等による

第十一款 各種所得

り取得した資産に係る利子所得等の金額の計算（第六十七条の四）

に、「給付補てん金等」を「給付補

の範囲及びその金額の計算の細目（第六十八条）

」

墳金等」に改める。

第二条第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項

第四十四号中「効力」の下に「、第一百五十九条（更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付）及び第一百六十条（更正等又は決定による予納税額の還付）」を加える。

第十七条中「取り扱うもの」の下に「（以下この条において「事務所等」という。）」を、「おける所

在地」の下に「（当該支払の日以後に当該給与等の支払をする者が事務所等を移転した場合には、当該事務所等の移転後の所在地その他の政令で定める場所）」を加える。

第四十七条の見出しを「（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）」に改め、同条第一項中「のたな卸資産」を「棚卸資産」に、「次条」を「以下この条」に、「たな卸資産の」を「棚卸資産（以下この項において「期末棚卸資産」という。）」に、「その者がたな卸資産」を「棚卸資産の取得額の平均額をもつてその年十二月三十一日において有する棚卸資産の評価額とする方法その他の政令で定める評価の方法のうちからその者が当該期末棚卸資産」に改め、同条第二項中「種類、その」を「特例、評価の方法の」に改め、「手続」の下に「棚卸資産の評価額の計算の基礎となる棚卸資産の取得価額」を加え、「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第二編第二章第二節中第十款を第十一款とし、第九款の次に次の一款を加える。

第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算

第六十七条の四 居住者が第六十条第一項各号（贈与等により取得した資産の取得費等）に掲げる事由により利子所得、配当所得、一時所得又は雑所得の基準となる資産を取得した場合における当該資産に係

る利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算については、別段の定めがあるものを除き、その者が引き続き当該資産を所有していたものとみなして、この法律の規定を適用する。

第八十五条第二項中「第二百三十三条の三第一号亦」を「第二百三十三条の三第一号へ」に改める。

第一百二十条に次の二項を加える。

6 第一項の規定により提出する申告書が第一百三十八条第一項（源泉徴収税額等の還付）又は第一百三十九条第一項若しくは第二項（予納税額の還付）の規定による還付を受けるためのものである場合における第一項の規定の適用については、同項中「翌年二月十六日」とあるのは、「翌年一月一日」とする。

第一百二十二条に次の二項を加える。

3 その年において第三十五条第三項（雑所得）に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が四百万円以下であるものが、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金

額及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいう。）が二十万円以下であるときは、前条第一項の規定にかかるわらず、その年分の課税総所得金額又は課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

第一百五十三条中「よる更正の請求」の下に「（第一百五十九条（更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付）及び第一百六十条（更正等又は決定による予納税額の還付）において「更正の請求」という。）」を加え、「同条第三項」を「同法第二十三条第三項」に改める。

第一百五十九条の見出し中「更正」を「更正等」に改め、同条第一項中「決定が」を「国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定が」に改め、同条第二項中「つき更正」の下に「（当該所得税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この条及び次条において「更正等」という。）」を加え、「その更正」を「その更正等」に改め、同条第四項中「掲げる日（）を「定める日（）」に改め、同項第一号中「決定があつた」を「決定の」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 第二項の規定による還付金 同項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲

げるものである場合には、それぞれ次に定める日)

イ 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。イにおいて同じ。） 当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該

請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

ロ 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

第一百五十九条第四項第三号を削り、同条第五項中「更正」を「更正等」に、「附さない」を「付さない」に改める。

第一百六十条の見出し中「更正」を「更正等」に改め、同条第一項中「決定が」を「国税通則法第二十五

条（決定）の規定による決定が」に改め、同条第二項中「更正」を「更正等」に改め、同条第四項中「なつた日）」を「なつた日。第二号口において「充当日」という。」に、「については、」を「の区分に応じ」に、「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同項第一号中「確定申告期限」の下に「（その確定申告期限後にその予納税額が納付された場合には、その納付の日）」を加え、「決定があつた」を「決定の」に改め、同項第二号中「（その基因となつた更正が次のいずれにも該当しないもの及び次号に掲げるものを除く。）」を削り、「確定申告期限の」を「確定申告期限（その確定申告期限後にその予納税額が納付された場合には、その納付の日）の」に、「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる日」を「次に掲げる日のうちいずれか早い日」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

- (1) 更正の請求に基づづく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。(1)において同じ。）当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、

退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基づいて失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

□ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

第一百六十条第四項第三号を削り、同条第五項及び第六項中「附さない」を「付さない」に改める。

第一百六十一条第十号中「受ける年金」の下に「（第二百九条第二号（源泉徴収を要しない年金）に掲げる年金に該当するものを除く。）」を加え、同条第十一号中「給付補てん金」を「給付補填金」に改める。

第一百七十四条第三号及び第四号中「給付補てん金」を「給付補填金」に改め、同条第八号中「又はこれ」を「若しくは旧簡易生命保険契約（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二

条（法律の廃止）の規定による廃止前の簡易生命保険法第三条（政府保証）に規定する簡易生命保険契約をいう。）又はこれら」に改める。

第二百三条の三第一号亦を同号へとし、同号二を同号亦とし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 当該申告書に当該公的年金等の受給者が寡婦又は寡夫である旨の記載がある場合には、二万二千五百円

第二百三条の五第一項第二号中「又はその他の障害者」を「若しくはその他の障害者又は寡婦若しくは寡夫」に改める。

第二百九条を次のように改める。

（源泉徴収を要しない年金）

第二百九条 次に掲げる年金の支払をする者は、当該年金については、第二百七条（源泉徴収義務）の規定にかかわらず、所得税を徴収して納付することを要しない。

一 第二百七条に規定する契約に基づく年金の年額から当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛

金の額のうち当該年金に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額が政令で定める金額に満たない場合における当該年金

二 第二百七条に規定する契約に基づく年金のうち当該年金の支払を受ける者と当該契約に係る保険法（平成二十年法律第五十六号）第二条第三号（定義）に規定する保険契約者とが異なる契約その他の政令で定める契約に基づく年金

第二百二十四条の五第一項第六号中「（同条第二十二項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項第三号中「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）

第二百二十四条の六 金若しくは白金の地金又は金貨若しくは白金貨（以下この条において「金地金等」という。）の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他政令で定めるものを除く。）で国内においてその金地金等の譲渡を受けた者からその金地金等の譲渡の対価（その額が

政令で定める金額以下のものを除く。)の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者につては、財務省令で定める場所とする。以下この条において同じ。)をその金地金等の譲渡を受けた者(金地金等の売買を業として行う者に限る。以下この条において「支払者」という。)に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

第二百二十五条第一項中「その支払の」を「その支払の」に改め、「一月以内」の下に「とし、第十四号に規定する支払に関する調書についてはその支払の確定した日の属する月の翌月末日までとする。」を加え、同項第三号中「給付補てん金等」を「給付補墳金等」に、「給付補てん金、」を「給付補墳金、」に改め、同項第八号中「国内源泉所得」の下に「(第二百九条第二号(源泉徴収を要しない年金)に掲げる年金)を加え、同項第十号中「非居住者」の下に「(第一百六十四条第一項第一号から第三号まで

(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ。」を加え、同項第十三号中「前条第二項」を「第二百二十四条の五第二項(先物取引の差金等決済をする者の告知)」に改め、同項に次の一号を加える。

十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対する国内において前条に規定する金地金等の譲渡の対価の支払をする同条に規定する支払者

第二百二十八条の四を次のように改める。

(支払調書等の提出の特例)

第二百二十八条の四 第二百一十五条第一項(支払調書)、第二百二十六条第一項から第三項まで(源泉徴収票)又は第二百二十七条から前条までの規定により提出するこれらの規定に規定する調書、源泉徴収票及び計算書(以下この条において「調書等」という。)のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書等を提出すべき者は、これららの規定にかかわらず、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項(以下こ

の条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。

一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法

一 当該記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下の条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

2 調書等を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）が、政令で定めるところにより第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで若しくは第二百二十七条から前条までに規定する税務署長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書等の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書等の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書等の提出に代え

ることができる。

- 3 第一項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条までの規定により調書等の提出が行われたものとみなして、これらの規定並びに第二百三十四条（当該職員の質問検査権）、第二百三十六条（身分証明書の携帯等）及び第二百四十二条（罰則）の規定を適用する。

第二百三十八条に次の二項を加える。

- 3 第一項に規定するもののほか、第二百二十一条第一項、第二百一十五条第一項（年の中途で死亡した場合の確定所得申告）若しくは第二百二十七条第一項（年の中途で出国する場合の確定所得申告）（これらの規定を第二百六十六条において準用する場合を含む。）又は第二百七十二条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第二百二十一条第一項第三号（第二百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額（第九十五条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした所得税の額）又は第二百七十二条第一項第一号若し

くは第二項第一号に規定する所得税の額につき所得税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた所得税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えるの免れた所得税の額に相当する金額以下とすることができます。

第二百四十三条第二項中「第二百三十八条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号の八〇、第十二号の九イ及び第十二号の十一〇中「すべて」を「全て」に改め、同条第十一号の十四中「もの及び」の下に「外国法人が内国法人に国外にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債の移転を行うもの並びに」を加え、同号〇並びに同条第十二号の十六〇、第十二号の十七〇、第二十九号ハ及び第二十九号の二ハ(1)中「すべて」を「全て」に改め、同条第四十号中「計算」の下に「、第一百三十三条(確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付)、第一百三十四条(確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付)」を加える。

第二十五条第五項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二十六条第一項第三号中「更正」を「更正等」に改める。

第二十九条の見出しを「（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）」に改め、同条第一項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸資産の」を「棚卸資産（以下この項において「期末棚卸資産」という。）」に、「その内国法人がたな卸資産」を「棚卸資産の取得価額の平均額をもつて事業年度終了の時において有する棚卸資産の評価額とする方法その他の政令で定める評価の方法のうちからその内国法人が当該期末棚卸資産」に改め、同条第二項中「種類、その」を「特例、評価の方法の」に改め、「手続」の下に「棚卸資産の評価額の計算の基礎となる棚卸資産の取得価額」を加え、「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第三十三条第八項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前三項の内国法人がこれらの内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人で政令で定めるものの株式又は出資を有する場合における当該株式又は出資については、これらの規定は、適用しない。

第四十条及び第四十一条中「更正」を「更正等」に改める。

第五十九条第三項中「で政令で定めるもの」を「を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」に改める。

第六十一条の二第十三項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第十六項中「なつた場合〔〕」の下に「当該他の内国法人の」を加える。

第六十二条の二第二項中「として政令で定める金額」を削る。

第六十六条第六項第二号中「次に掲げる法人との間に当該法人」を「大法人（次に掲げる法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）との間に当該大法人」に改め、同号ハ中「次号」を「第四号」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいづれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いづれか一の法人と当該普通法人との間に当該いづれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人（前号に掲げる法人を除く。）

第六十七条第一項中「前条第六項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第七十一条第一項中「のものを除く」の下に「。次条第一項において同じ」を加え、「すべて」を「全て」に改め、「事業年度を除く」の下に「。次条第一項において同じ」を加える。

第七十二条第一項中「中間申告書を提出すべき」及び「その提出する中間申告書に」を削り、「記載する」を「記載した中間申告書を提出する」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、同項ただし書きの規定により中間申告書を提出することを要しない場合又は第二号に掲げる金額が同条の規定により計算した同項第一号に掲げる金額を超える場合は、この限りでない。

第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項中「更正」を「更正等」に改める。

第八十二条の九第二項第一号中「おいて青色申告書」を「ついて青色申告書」に改め、同条第五項第五号中「前各号」を「第一号、第二号又は前号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第八十一条の三第一項（第五十九条（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定により個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金

算入) の規定により連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある連結事業年度(以下の号において「適用連結事業年度」という。)以後の各連結事業年度(第五十九条第二項(同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第三項の規定により個別損金額を計算する場合には、適用連結事業年度後の各連結事業年度) 適用連結事業年度終了日の属する連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じたその適用に係る連結法人の連結欠損金個別帰属額のうち当該損金の額に算入される金額から成る部分の金額として政令で定める金額

第八十一条の十三第二項第四号中「(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)」を削り、同項第五号中「政令で定めるものに相当する金額」を「政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額」に改める。

第八十一条の十九第一項中「限る。以下この条」の下に「及び次条」を加える。

第八十一条の二十第一項中「連結中間申告書を提出すべき」及び「その提出する連結中間申告書に」を削り、「記載する」を「記載した連結中間申告書を提出する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項ただし書の規定により連結中間申告書を提出することを要しない場合又は第二号に掲げ

る金額が同条の規定により計算した同項第一号に掲げる金額を超える場合は、この限りでない。

第一百三十三条の見出し中「更正」を「更正等」に改め、同条第一項中「につき更正」の下に「（当該法人税についての更正の請求（国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をいう。次項及び次条において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。）」を加え、「その更正」を「その更正等」に改め、同条第二項中「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限（これらの申告書が期限後申告書である場合には、これらの申告書を提出した日）の翌日」を「更正等の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）」に改める。

第一百三十四条の見出し中「更正」を「更正等」に改め、同条第一項中「決定が」を「国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定が」に改め、同条第二項中「につき更正」の下に「（当該法人税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申

立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第四項第二号において「更正等」という。」を加え、「その更正」を「その更正等」に改め、同条第四項中「により還付金」を「による還付金」に、「なつた日」を「なつた日。第二号口において「充当日」という。」に、「については、」を「の区分に応じ」に改め、同項第一号中「提出期限」の下に「（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）」を加え、「決定があつた」を「決定の」に改め、同項第二号中「（その基因となつた更正が次のいずれにも該当しないものを除く。）」を削り、「提出期限」の下に「（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）」を加え、「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日」を「次に掲げる日のうちいづれか早い日」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

- (1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。⁽¹⁾において同じ。） 当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と

当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び第二項に規定する事業年度の所得の金額又は同項に規定する連結事業年度の連結所得の金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

口 その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

第一百四十二条中「受贈益の益金不算入」の下に「第三十三条第五項（資産の評価損の損金不算入等）」を加える。

第一百四十三条第五項第二号中「次に掲げる法人との間に当該法人」を「大法人（次に掲げる法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）との間に当該大法人」に改め、同号ハ中「次号」を「第四号」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいづれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いづれか一の法人と当該普通法人との間に当該いづれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人（前号に掲げる法人を除く。）

第一百四十五条第二項の表第七十一条第一項（中間申告）の項中「のものを除く」の下に「。次条第一項において同じ」を加え、「すべて」を「全て」に、「行なう」を「行う」に改め、同表第七十五条第一項（確定申告書の提出期限の延長）及び第七十五条の二第一項（確定申告書の提出期限の延長の特例）の項中「行なう」を「行う」に改める。

第一百四十七条中「連結確定申告に係る更正」を「連結確定申告に係る更正等」に改める。

第一百五十四条第一項及び第二項中「帳簿書類」の下に「その他の物件」を加える。

第一百五十九条に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第七十四条第一項（第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第八十一条の二十二第一項又は第八十九条（第一百四十五条の五において準用する場合を含

む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第七十四条第一項第二号（第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額（第六十八条（第一百四十四条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十一条の二十二第一項第二号に規定する法人税の額（第八十一条の十四又は第八十一条の十五の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）又は第八十九条第二号（第一百四十五条の五において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額につき法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた法人税の額が五百円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百円を超えるの免れた法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

第一百六十三条第一項中「第一百五十九条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第二項中「第一百五十九条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

(相続税法の一部改正)

第三条 相続税法（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第六号中「国税通則法」を「第三十二条の二の場合を除き、国税通則法」に改める。

第三十二条中「につき」を「につき更正の請求〔〕に、「更正の請求を」を「更正の請求をいう。第三

十三条の二において同じ。〕を「に改める。

第三十三条の二第七項を削り、同条第六項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 前項の規定による還付金 同項の更正等があつた日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

イ 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。イにおいて同じ。） 当該請求があつた日の翌日以後三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日以後一月を経過する日とのいづれか早い日

ロ 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについ

ての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び相続税の課税価格の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定があつた

日

第三十三条の二第六項を同条第七項とし、同条第五項中「つき更正」の下に「（当該相続税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。）」を加え、「その更正」を「その更正等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「決定が」を「国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定が」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 前項の「基準日」とは、第一項の申告書に係る被相続人についての相続の開始があつた日の翌日から十月を経過する日をいう。